

東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会の開催趣旨 及び調査・研究専門部会について

1. 懇談会の目的

東日本大震災・原子力災害伝承館が掲げる、

1. 原子力災害と復興の記録や教訓の「未来への継承・世界との共有」、
2. 福島にしかない原子力災害の経験や教訓を生かす「防災・減災」、
3. 福島に心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、復興を担う人材の育成等による「復興の加速化への寄与」の基本理念を着実に実現するとともに、当館のより良い管理運営と良質なサービス提供を図るため、地元及び各分野の専門的な見地からの意見や助言を得ることを目的とする。

2. 開催趣旨

- 本懇談会は、様々な知見を有する有識者の方々から、伝承館の運営等についての意見、助言等を伺い、館のより良い運営に反映するための場とする。
- 本懇談会委員へは、伝承館の運営状況や活動実績、来館者アンケートの結果、今後の事業計画等を報告するとともに、助言等をいただく。
- 本懇談会は年1～2回の開催を目途とする。
- 本懇談会の事務局は伝承館が行う。

3. 開催、議事等の公開について

- 予め伝承館ホームページで開催について告知する。
- 議事は原則公開とする。なお、会議運営に支障があるとして懇談会が認める場合は、非公開とすることができる。
- 懇談会の資料、議事概要は、後日、伝承館ホームページにて公開する。

4. 調査・研究専門部会について

- 専門的な見地から調査・研究事業についての意見、助言を得ることを目的として、懇談会の部会として「調査・研究専門部会」を令和5年3月に設置している。

東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会 設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災・原子力災害伝承館が掲げる、原子力災害と復興の記録や教訓の「未来への継承・世界との共有」、福島にしかない原子力災害の経験や教訓を生かす「防災・減災」、福島に心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、復興を担う人材の育成等による「復興の加速化への寄与」の基本理念を着実に実現するとともに、当館のより良い管理運営と良質なサービス提供を図るため、地元及び各分野の専門的な見地からの意見や助言を得ることを目的として「東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、伝承館の運営全般についての助言等を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、10名程度をもって構成し、東日本大震災・原子力災害伝承館長（以下、「館長」という。）が学識経験者、教育関係者、地元代表、報道の各分野、その他館長が適当と認める者から委嘱する。

- 2 委員任期は2年を超えない範囲で館長が別途定める期間とし、再任することができる。
- 3 懇談会に座長を1名おき、委員の互選により定める。
- 4 懇談会の庶務は、伝承館において処理する。

(運営)

第4条 懇談会は、必要に応じて館長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 必要に応じて部会を設置することができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会委員名簿

(第2期 令和5年3月19日～令和7年3月18日)

所属・役職	氏名	備考
福島大学 共生システム理工学類 客員教授	小沢 喜仁	学識経験者
福島大学 共生システム理工学類 教授	川崎 興太	学識経験者
福島大学 教育推進機構 准教授	前川 直哉	学識経験者
双葉町長	伊澤 史朗	地元代表
NPO法人富岡町 3.11 を語る会 代表	青木 淑子	地元代表
福島県教育委員会 教育次長	箱崎 兼一	教育関係者
公益財団法人福島県観光物産交流協会 理事長	守岡 文浩	教育旅行／研修関係者
福島民報社 常務取締役郡山本社代表	鞍田 炎	その他（報道）
福島民友新聞社 取締役郡山総支社長	小野 広司	その他（報道）
クラシノガッコウ月とみかん 代表	大場 美奈	地元代表

東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会
調査・研究専門部会 設置要領

(設置)

第1条 東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会設置要綱第4条第3項の規定に基づき、東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会調査・研究専門部会（以下「部会」とする。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の委員は、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」とする。）研究員の実施する調査・研究事業についての助言等を行う。

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる委員をもって構成し、伝承館長が学識経験者から選任し、委嘱する。

2 委員任期は2年を超えない範囲で館長が別途定める期間とし、再任することができる。

3 部会に部会長を1名おき、委員の互選により定める。

4 部会の庶務は、伝承館において処理する。

(運営)

第4条 部会は、必要に応じて館長が招集する。

2 会議は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、助言等を求めることができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会の協議経過及び結果について、伝承館の運営に関する有識者懇談会座長に報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。

東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会
調査・研究専門部会

委員構成 (第1期 令和5年3月～令和7年3月)

所属・職	氏名
福島大学 共生システム理工学類 客員教授	小沢 喜仁
福島大学 共生システム理工学類 教授	川崎 興太
福島県立医科大学 総合科学教育研究センター 教授	後藤 あや
東洋大学 国際学部国際地域学科 教授	藤本 典嗣